

協調会農村課と小作立法

—— 農村課長 松村勝治郎を中心に ——

森 邊 成 一

はじめに

- 一 協調会農村課と小作立法
- 二 松村勝治郎の小作立法認識
おわりに

はじめに

本稿は、戦前の財団法人協調会と、特にその職員で協調会農村課長を務め、協調会最後の常務理事となった松村勝治郎の、小作立法をめぐる諸問題への認識・対応を検討するものである。

周知のように、協調会は、第一次大戦を契機とした労働運動の高揚に呼応して、一九一九（大正八）年、「事業主と労務者の協調」、「社会政策的施設の調査と其の実行」（協調会綱領^①）を標榜し、洪沢栄一に代表される大資本家の寄付行為により成立した、「内務省の外郭機関」^②である。その協調会が、小作争議の激増と農民組合運動の拡大に並び、一九二三（大正二二）年に、設置したのが農村課であった。農村課にあって、松村は、様々な調査活動に従事するとともに、三一（昭和六）年課長となり、三六年の農村課廃止直前に、大阪支所長へ転出するまで、その職にあつた^③。

その協調会は、人的には内務省の影響下にありながらも、財団法人として政府から独立した財政基盤を持っていた。^① また、それは、特別高等警察を含む、中央省庁および各府県庁担当課との密接な関係をもち、その活動は、広い意味では国策に寄り添いながらも、その調査活動は、自律性をもって独自の観点から展開されていたことは、先行研究が強調するところである。^②

そこで、協調会農村課、特に農村課長松村勝治郎が、当時、最も先鋭な政治的・階級的な政策上の争点であった小作立法に対して、どのような認識を持っていたかを、農林省の政策路線とのかかりにおいて、明らかにしようと思う。それができれば、より具体的には、協調会という団体の歴史的・社会的性格を明らかにすることの一助となり、さらには、政党政治の成立と崩壊、そして挙国一致内閣の成立とその崩壊に至る時期の、農業政策をめぐる政策過程について、今日的に言えば政府系シンクタンク（財団法人協調会）を加えた、より広い視野からの理解を可能にすることにもつながるであろう。以上のような観点から、本稿は、協調会農村課の小作立法に対する立場を一瞥し、次いで農村課長松村勝治郎の小作立法をめぐる諸問題への認識と対応を取り扱おうと思う。

とはいえ、協調会や松村のそれについて、本稿が付け加え得ることは、さほど多くはない。すでに、協調会については、梅田俊英・高橋彦博・横関至編著「協調会の研究」^③が、社会政策に関する調査研究、特に社会調査機関という、協調会の積極的な像を提示している。さらに、同書の中で、横関至は、第三章「農村課の組織と調査事業」、「人物研究 2 協調会農村課長・松村勝治郎」^④を執筆し、彼の年賦や著作も含めて、農村課の活動と松村の人物像を明らかにされた。そこでは、小作法・小作組合法制定を支持し、地主的な民法秩序を批判する改革的な人物像が、松村のものとして提示されている。本稿は、そうした成果の上に、彼の小作立法論に、若干の検討を加え、松村の戦後の論考にも言及することで、そうした先行研究を、わずかにでも前進させたいと願うものである。

一 協調会農村課と小作立法

先ず、前述の横関至等の研究に依拠して、松村の属した協調会農村課の構成について簡単に確認しておく。現存する職員録から、一九二七(昭和二年)九月に、協調会職員総数は九五名、その内調査活動を担う中核的職員は、参事一六・嘱託二二・書記二四名の六二名であり、一九三一(昭和六年)四月には、職員総数は少なからず減少し七六名、内中核的職員は、参事一四・嘱託二二・書記二二名の四八名であつた。これらの職員が、同時期に総務・労働・農村・調査・教務の五課及び大阪支社などに配属されていた。そして二三(大正二二年)発足の農村課には、同様に二七年に参事一・嘱託四・書記三名の計八名、三一年に課長・参事松村、書記二・嘱託三(・雇一)名の計七名が配置されていた。⁽¹¹⁾ この職員数は、農林省が、二〇年に、小作立法準備のために、農政課内に小作分室を設置した際、小平権一室長を含め九名程度の職員数だつたことを考えれば、総数という点では、決して少ないとはいえないであらう。

このような陣容で、農村課は、「小作争議から農家経済、農村社会立法まで多岐にわたる」調査を行つた。特に、小作争議の動向については、毎年、協調会機関紙「社会政策時報」誌上で、「小作争議の概要」や「農村問題の回顧」等の表題で、争議件数等統計的データとともに、顕著な事例の紹介などを行つている。また、「無産政党政並ニ農民組合運動ニ付テハ」、「随時「無産政党政資料」及ヒ「農村問題資料」として」⁽¹²⁾、多くは謄写版の小冊子体で、資料を發行した。「農村問題資料」は、一九二五年から三五年までの間に、一三六号以上が刊行され、その多くが法政大学大原社会科学研究所、一部が一橋大学図書館などに所蔵されている。⁽¹³⁾ いま大原社研所蔵の九二タイトルについて見れば、うち三三タイトル(三六%)が農民組合運動の動向、十八(二〇%)が小作争議の事例紹介等に充てられている。同資料のうち、執筆者が分かるものは、三七タイトルあり、書記の下河部良佐が農民組合関係で十タイトル、書記の山

本巖が農民組合関係三、小作争議関係三の計六タイトルを執筆している。農民運動や小作争議の動向については、下川辺、山本が主たる調査担当者であったことがうかがえる。

また、協調会職員には、実際の小作争議の「調停斡旋」、講習会の開催、講演会での講師活動などの仕事もあり、多様な活動と、調査活動における対象の広さを考えると、小作立法関係の調査に割ける人員と時間は、相当に限界があったであろうと推測される。そうした中、農村課の小作立法関係の調査は、主に一九二〇年代（一九三二年頃まで）に行われ、以下述べるような成果が現れたのである。

さて、実際の小作立法は、一九二〇（大正九）年に農林省内の小作制度調査委員会を舞台として開始され、有為曲折を経て、「小作調停法」が、二四年に護憲三派内閣下の第四九議会で成立し、同年末施行された。この間、石黒忠篤ら農林官僚が企図した「小作組合法」は同委員会内の委員の反対で頓挫し、同様に、小作人に対する耕作権の全面的強化と、地主小作関係の根本的改変を企図した「小作法」制定も、その原案たる「小作法案研究資料」（いわゆる石黒幹事試案）が、朝日新聞にスクープされたことで政治問題化し、頓挫していた。したがって、二四年以降には、小作調停法の実施にまつわる諸問題と、その実体法たる小作法と小作組合法の制定問題が、小作立法の課題として残されていたのである。⁽¹⁸⁾

小作立法問題をめぐって、最初に『社会政策時報』に現れられた農村課員の論文は、松村前任の農村課長、太田利一の「小作争議調停の効果」（『社会政策時報』第四七号 二四年八月）である。この論文は、第四九議会への「小作調停法案」の提出に前後して公表された注目すべき論文である。⁽¹⁹⁾ 同論文は、先ず「耕作の権利に關した根本法を必要」（同誌三三頁）と指摘し、小作調停法については、「手続法のみあつて実体法の存せざるは」、「その効果の薄きは当然の

こと」とその限界を指摘した。しかし、その上で、調停法の成立が、「司法調停」を「事実の認定の範囲にまで一步を踏み出し」、「調停委員の自由裁量の範囲を扱めたこと」で、「農村に行はる、不合理な慣習の改善せらる、機会」(三六頁)を与えることになる述べた。当事者間の任意の和解を促すにとどまった従来の司法調停を超えて、調停委員会の積極的な調停案の提示を通じて、小作慣行の改善を期待しようというのであろう。そしてまた、調停の積み重ねは、「今後立案せらるべき小作法に対して重要な資料を提供するものである」(三七頁)と指摘したのである。そして、「調停法実現の暁に於ては、地主の期待する程のこともなく、その運用の完熟するに従つて反つて小作人に有利に展開するに至るであらう。何故なれば、我邦農村には余りに地主のための慣習が多すぎるからである。小作人はかくして先ず実践への第一歩を踏み出すべきである」(四〇頁)と主張して、小作人が調停法を積極的に利用する合法的闘争を奨励したのであつた。

実際には、その後の小作調停法の運用は、石黒ら農林官僚が調停法施行とともに地方小作官制度を導入し、小作官の調停への関与を通じて、小作法の趣旨を調停に反映させるよう努めたこと。また、調停申し立てにより、地主による立入禁止や立毛差押といった強制執行を調停中は回避できること。これらなどから、小作人側からの調停の申し立てが、二六(大正一五)年から「五割七分を超え、昭和二年の如きは総件数の六割二分を突破し」、小作人側からの積極的な調停法の利用が行われるようになったのである。太田の論文は、その後の展開を、期待をこめつつ、正しく予想したものといえよう。

次に、太田は、「耕作権の保障と小作組合法」(『社会政策時報』第五二五号(二五年一月))を発表した。太田は、「長期に亘る金融上の便宜を与へて、小作人を自作農へ編入せしめようとする」、府県の自作農創設事業を、「有難いお題目である」(二一〇頁)と批判し、当時、政府により企図されていた自作農創設事業の拡大(小作制度調査会は二四年四

月「自作農地創定施設要項」を答申)をも、批判するものであった。そして、太田はつづけて、「耕作権が完全に保障せられて居ないがために、小作人は一足飛びに土地の獲得をと希ふ」と指摘した。また、太田は、労働権≡耕作権の確保と、「生産行為」は、「労する者の人格の反映であり、従って労した者がその人格権の要求をなすことは、極めて当然の条理」であるとしたり。そして、台頭する「農民運動の目標は、絶大な威力を有する所有権と対抗すべく耕作権をして価値有らしめることにある」(二二三頁)と指摘し、民法による所有権の保護が、「地主に対して土地引上げの自由を認めて置く以上は、小作人に対しても正当なる事由のもとに於ける団結集合の権利を認めなければならぬ」と主張した。そして、「国家が小作人の為とその団結を保障し、之を地主と対等の地位に引き上げしむる為に小作組合法を制定することは極めて当然の職責といはなければなるまい」(二一七・八頁)と断定したのである。

ここには、「協調主義」を、「社会に於ける各階級特に労資両者が、平等なる人格の基礎の上に立つて自他の正当なる権利を尊重すると共に、社会の秩序の為に公正合理なる自制互譲を為し、以て相共に力を協せ産業の発展、文化の進歩、国家社会の安寧福祉を最も有効に促進すべきことを主張するものである」とし、また、「労働者自ら、：〔中略〕：労働組合其他の団体を組織し之を健全に發達普及せしむることを希望するものである」とした、「協調会宣言」⁽²⁾の、農業・農村問題への忠実なる適用を見ることが出来る。

一九二六年五月、若槻憲政会内閣は、「自作農創設維持補助規則」(農林者令)を施行するとともに、小作法制定を企図し、小作調査会を設置した。十月末には、同調査会は「小作法制定上規定すべき事項二関スル要綱」を答申し、「小作法研究資料」の内容からは大幅に後退しながらも、小作権の一定の保護を含み、小作料の供託による強制執行の回避や争議調停の強化などを内容とした、小作法制定の意図を明らかにした。それに前後して、太田は、「小作法

に対する根本態度」(『社会政策時報』第七十四卷二六年一月)を執筆する。「小作法の制定は、従来一方に偏し過ぎて居た農村の立て前をかへて、労働するもの、耕作する者の生存の確保を目的とすることによつて、従来の所有権万能の思想が姿を変へ、そこに労働権と所有権の対立的並進の状態を誘き出す所に生命がある」(二七頁)と指摘したのである。

確かに、そこには、小作法に対する「根本態度」の表明があつたかもしれない。しかしながら、「実際問題として、小作法の必要如何といふことよりも、その内容如何が一層重要な問題である」とすれば、小作調査会答申の「要綱」及び、これに基づき二七年農林省が公表した「小作法案」に対する内容に立ち入つた論評が、太田にあつても、『社会政策時報』誌上にあつても、直ちに現れて然るべきであろう。だが、地主・小作人間の最も重要な争点であるとともに、政友会と憲政会(後に民政党)という政党間の政治的争点であつた当該問題に対して、協調会は、中立・公正の立場から、あるべき小作法案の内容を提起するという、積極性を示すことはできなかった。

しかし、その間、協調会農村課における、小作問題に関する調査活動として、注目すべき成果が現れていた。農村課嘱託、根岸勉治の手になる協調会農村課『小作法の論理と実際』(一九二六年)である。

同書は、「我邦現在の土地私有の原則と契約自由の原則との上に立てる小作制度は、その内容が合理性を欠く結果、分配は不公平にして農業の進歩を阻害するに到り、社会思想の変化と共に、これを繞つて小作争議を惹起し、農民運動の台頭によつて、其欠陥は一層明となるに至つたのである」(同書五頁)と断定し、そこから小作制度の「合理化」とりわけ「合理的小作料の実現」(二二頁)を目指そうとするものであつた。根岸は、約四百件にわたる小作料改定事例の全国的動向を概観し、その上で、町村または部落単位で小作料改定を行った一一県の一四事例について、その改

定方法と小作料算定の基準を詳細に紹介した。特に、土地の良否、耕作の便否、乾湿の程度に基づく田一筆ごとの土地生産力の調査・確定方法を詳述した⁽²⁵⁾ところに、本書の実用的な特徴が現れていた。

そして、土地生産力Ⅱ平年作米収量の確定を前提として、地主・小作間における収量分配の方法として、「各等級田の総収穫高中より確定的支出即ち、地主の負担に属する公租公課と、小作人の支出する肥料代その他の生産費を先ず控除して、地主小作人分配し、その残高を評価的支出即ち地主の土地資本利子と小作人に対する労働報酬とに比例して両者に按分配当する」方法を、根岸は「理論的小作料」として推奨した(二七六頁)(尚、念のため付言すれば、上記確定的支出に加えて、地主の土地資本利回りと小作人の自家労賃額を全額計上すれば、総収穫高Ⅱ総生産額を超過する。従って、地主は小作人の犠牲において土地利回りの確保(高率小作料)を求め、小作人は地主の犠牲において自家労賃の確保(小作料永久減)を志向する。もとよりここには、小作人の経営利潤成立の余地はない)。もちろんそれは、一九二四(大正二三)『大阪毎日新聞』紙上に連載された、那須皓「公正なる小作料」によつて、提起された小作料の算定方法であるが、根岸は、地方における先行事例を踏まえ、その実地に照らした算定方法を詳述したのである。⁽²⁶⁾

根岸は、こうした「合理的小作料」の実現を、「町村を単位として全村合議の上で小作料の公定」(二〇三頁)を行うことに求め、そのために、「地主小作人及び自作者より各々同数の代表者を出してその局に当たらしめ、また農会役員、技術者、村吏員等も加らしめて調査の精確を期し、これに小作官、県農会等の役員が参与して権威ある機関たるしめ」(二〇四頁)ることを提唱した。そして、「我国の慣行小作料は、大体に於て高率であることは第三者の等しく認むる所であるから、合理的小作料の基準に依り、「小作料の―引用者挿入―」多少の減額を見ることは已むを得ないこと」(二〇五頁)とし、さらに、「小作料にして合理化せられんか、小作料の低減に随伴して、現在の高率に失する投機

的、感情的土地価格は漸次低落して収益価格に接近し、農業者は…(中略)…安んじて農耕に従事し得べきである」(二〇六頁)としたのである。

ここには、那須暗が、公正なる小作料による↓小作料引き下げ↓農地利回り低下↓農地価格低下↓農地利回り充當部分の一層の低下により、長期的漸進的ではあるが傾向的に小作料を低下させ、地主の「現存不勞所得は漸次之を消滅」させ、「社会の経済的構成」を「合理化、公平化」²⁶⁾しようとしたのと同じ志向を認めることができる。またさらに、根岸の提示する、地主・小作双方の同数の代表者およびその他関係者による、小作料の決定手続きは、後年の研究史上、坂根嘉弘が「協調体制による集团的地主小作関係」と定式化したものであり、「事実上の小作協約の成立」²⁷⁾を志向するものであった。

以上のように、小作爭議の未然防止や争議解決(調停)のための手続きや、小作料改定基準の具体的方策について研究が進められていたのに対して、地主小作関係を律する小作法については、協調会はなんら目立った動きを示すことはなかった。小作法の内容に立ち入った論考が、『社会政策時報』誌上に現れるのは、一九二九(昭和四)年を待たなければならなかった。同年、民政党浜口内閣は、自ら設置した社会政策審議会へ小作法制定を諮問し、その成立に意欲を示した。これをうけて、同誌第一百十号(二九年一月)は、「如何なる小作法を制定すべきか」との特集を組んだのであった。

同誌において、協調会農村課は、「嘗て政府が発表せる三つの小作法案(二年(石黒)幹事試案、二五年小作調査会「答申」、これを条文化した二七年小作法案草案―引用者挿入)に対し地主側、小作側、農会等の各方面の意見を配して、その要点を抽出し」(同誌五〇頁)、各小作法案の規定を比較対照した「小作法参考資料」を掲載した。また、帝国農会、全国

農民組合、大日本地主協会および社会民衆党の代表者の執筆による記事をも掲載し、各界の小作法制定に対する見解を紹介していた。

しかし、巻頭の農政学者、小野武夫「小作立法の双翼」は、浜口内閣が議会へ提出するものと予想される「小作法草案」を、「あの程度のものであれば今日直ちに施行しても別に毒にもならねば、薬にもならぬ位の効果があるであろう」(二頁)と、その制定に極めて消極的見解を示し、むしろ小作組合法制定の必要を強調していた。

また、農村課囑託で、男爵貴族院議員の稲田昌植「實際政治問題としての小作法制定」は、「小作制度調査(委員―引用者挿入)」会の所謂幹事試案と最近の小作調査会の「小作要綱」とを比較すれば前者は前者よりも余程穏やかに出来て居るのであるが、「地主側からはそれを以つても急激に過ぎるものとの批判があり、又一方小作者側から見れば未だ緩に過ぎるとの非難があり何れよりも満足されざる」と指摘し、「寧ろ両者の不満足は或る意味に於て成功せる立案とも称することが出来るのである」と、案それ自体の中立性を指摘し、消極的ながらも小作法草案を評価した。そのうえで、「斯の如き案であるならば必ずしも貴族院を通過しなくてもよい」(二三頁)と、貴族院通過＝実現可能性の面から、その成立を期待したのであった。

そして、農村課長太田利一「小作法と農民運動」は、小作法草案が、小作権の規定において不完全で、小作料に対しては基準を示していないことを指摘して、「不完全」と断じ、特に、この草案によって、「小作人は争議戦術上に掣肘をうけるのみ」とし、草案作成に参加した末弘巖太郎が、争議の平和的解決の為に「当事者の使用すべき闘争手段の制限」が必要と主張したことを名指しで批判した。そして、結論的に、小作法草案によって、「小作条件の改善を望むことは全く不可能のこと、といつてよい。小作条件の改善を頻りに口にしながら、現行制度の踏襲を強いるもの即ち小作法自体の欠陥を遺憾なく暴露してゐるのである」(二二・二三頁)と、その意義を全面的に否定した。その上

で、「単に小作権を容認した程度の小作法であるのなら、これは別個の方法でも達し得られる。即ち小作組合法の制定である」(二三頁)と指摘して、農民組合の団結権・争議権行使によって、自力による耕作権の確保を主張したのであった。

確かに、小作法草案は、耕作権の保護において微温的ではあったが、地主・小作人の代表者が小作料その他の小作条件の改定にあたる「小作委員会」の規定や、小作料の供託による強制執行の制限に関する規定などを含んでいた。したがって、草案には、協同会が事例の紹介を通じて普及を図ってきた、「委員会制ヲ採用スル協同組合」(小作委員会・農業委員会を含む協同組合)の制度化を図り、小作調停法の運用を補完・拡充する側面があったことを考えれば、農村課長が、浜口内閣の小作法制定の企図を、全く否定的に論じることが、いささか不用意、不可解といえよう。浜口内閣の小作法制定に対する、太田の全否定的な評価は、他の論者に比しても突出しており、小作法制定をめぐっては、農村課内に一定の温度差があったのかもしれない。

とはいえ、この時点において、『社会政策時報』の誌面を見る限り、協同会が、浜口内閣の小作法制定に対して極めて消極的な評価を与えていたことは、明らかであった。

二 松村勝治郎の小作立法認識

前章の検討を踏まえて、以下では、一九三〇(昭和五)年農村課長心得、翌三二年農村課長となる松村勝治郎の小作立法への対応を検討しよう。その際、時間的には相前後するが、先ず、彼の小作争議の発生原因に関する認識を確認し、続いて、彼と農村課の調査・研究を順次検討し、小作立法への認識を明らかにしていくことにする。

まず、松村の小作問題の背景認識を概観する。松村によれば、大正期における農民運動台頭は、「(一)地主が農民としての実質を失ひ、小作人を指導する実力を失ったこと、(二)小作条件の不備欠陥若しくは不公正、(三)農村に於ける特権階級たる地主中には往々にして其社会的、経済的地位を利用し、若しくは時代錯誤の伝統に捉はれて専断独裁の言動に出でたこと等が主たる原因²⁸⁾」であるとす。

また、松村の三四年、岩手県における講演(松村勝治郎「農村更正問題と小作問題」一九三五年)では、小作問題を「地主と、小作人の間に於ける利害の対立から生ずる処の経済的、社会的、政治的な諸問題」(同書八九頁)と定義し、その対立が「行動に出て来る」ものが「小作争議」(九〇頁)であるとした。そして、「現在の小作条件なんかが悪ければ」、「早晚小作争議が起こる」(九二頁)とし、「故に、小作争議を起こさない様にするには、小作条件をなるべく合理化していくことが必要であります」(九二頁)とした。とはいえ、松村は、「一度争議が起れば、免疫性が出来る」と述べ、「小作争議が終わった後で、こんな馬鹿な事をやつては不可ん、こんな惨禍をうけるなら小作条件を改善した方がよい、と地主も反省するし、小作組合の方でも成程こんな犠牲者を出して、結局平和的交渉と大差ないとしたら、こんな馬鹿らしいことはないと考えて、お互いにもつと協調してやらなければならない」と考えるにいたり、「小作料の協定であるとか、農業委員会」(九七頁)といった施設を行う時、農村の平和が訪れると、争議の効用をも説いている。

以上のように、松村は、地主・小作間の潜在的な「利害の対立」を前提とし、地主の寄生化の下での小作条件の欠陥が、小作争議を惹起させると認識していた。そして、小作争議の「免疫性」の比喻により、小作争議の社会的効用をも指摘している。したがって、そこから、「小作条件の合理化」と、争議の社会的対立が暴力的対立へと転化する

ことを抑止し、農村における「協調」を実現するための、小作立法が要請されてくるのである。

ところで、松村が手がけた本格的な調査は、「慣行小作権」もしくは「小作権慣習」の研究調査である。その成果は、松村勝治郎『小作件に関する研究』（一九三一年）にまとめられた。²⁶⁾

松村は、「我現行法に於ける小作権は極めて微弱であり、従つて不安定である。この事が小作問題を今日の如き重大なる社会問題化せしめた一大原因である」（五頁）と主張し、その「微弱」、「不安定」の根拠として「慣行小作権」の法的非承認を指摘する。松村によれば、「永小作権と賃借権たる普通小作との間に位し、而も両者と交叉関連する小作権」として、「慣行小作権」（同書二・三頁）が存在するという。それは、永小作権のように民法上、物件としての保護をうけるものではなかつたが、賃借権たる普通小作よりも、慣習的に、物件的色彩が「濃厚」なものである。そして、地域的にその権利的性格の内容・強弱に差異はあるが、慣行上、「小作人相互間に効力あるは勿論当事者たる地主並びに第三者たる新地主等にも対抗力を有」（四七頁）するとする。さらに、地主の承諾の有無にかかわらず、「譲渡」、「転貸」が行われるという²⁷⁾、「注目すべき特徴」（四九頁）を備えていると指摘する。加えて、「慣行小作権」の行われる農地の小作料は一般に「低廉」であり、それ故、「譲渡」の際に慣行小作権の価格が発生し、転貸も行われるとされている。そして、このような「慣行小作権」は、調査対象に対して回答を寄せた一道三府三一件中、一道一府二六県に存在し、全国的な広がりを持つとした（二三頁）。

こうした松村の調査の意図は、以下のように明確なものであった。すなわち「平和時に於いては今尚農村の規範たり得る小作慣行と雖、一と度争議の紛糾を見るに至つては、之を匡救するの力なく、更に進んで法廷上の論戦となれば、結局現行法に依つて裁断せら、に於いては、小作人の地位は頗る不安定なものと言はねばならぬ」（二〇頁）と。

そして、「事実の真相を如実且つ明確に規律する事が法律の理想であるとするならば、他日此の〔慣行―引用者挿入〕小作権も法律上永小作権と等しく用益物権として、或は別個の権利として保護さるべきものである」(二四頁)とする。以上のように、松村は、歴史的に形成されてきた慣習として、あるいは「小作運動の結果」(三八頁)成立した地域的慣行として、現に存在する「慣行小作権」を、法的保護の対象にすべきであると主張したのである。

もとより、これは、民法規定に依拠して、「慣行小作権」の存在を否定する地主的立場に対しては、改革的ではある。しかしながら、永小作権か否か不明の際の「永小作権推定」や、「小作権」概念の設定により、すべての賃借権たる普通小作の権利を永小作権類似のもととらえて、小作人の権利保護を図る、石黒忠篤等農林官僚の「幹事試案」に比べれば、かなり微温的な主張といえた。さらに、普通小作の「小作権」の保護を図る二七年「小作法案」に比べても、松村の言う「慣行小作権」の存在を歴史的地域的に限定して解するときには、なおも微温的といえるであろう。

ところで、松村が本格的に小作法を論じたのは、浜口民政党内閣による小作法案提出が予想される、第五九帝國議会の召集を前にした一九三〇(昭和五年)年一〇月の、末弘巖太郎責任編集『法律時報』第二巻第一〇号であった。松村は、そこに「小作法の制定に就て」と題された論文を掲載した。

そこにおいて、松村は、先ず、「我現行民法は小作人一家の生存権よりも地主の小作料債権に優先権を認め」、また小作料滞納の際に「その契約を一方的に解除して小作地の返還を請求し得る」と指摘し、かくして「小作人が之を応諾しない場合、地主は小作料請求訴訟なり、土地返還訴訟なりを提起し」、さらには「稲立毛其の他の動産の仮差押若くは土地立ち入り禁止の仮処分等の強制執行手段が併用せられる」とした。これに対し、小作人側は実力行使にて

て、「愈々執行を見るに至るや極力之を阻止せんとし、為に屢血腥い暴行騷擾事件等を惹起し平穩なりし農村社会の生活の根幹を震撼せしめるのである」(四頁)という現状を指摘した。

そこで、「農務当局も、小作制度の合理化、小作人の地位の確保のために民法の特別法たる小作法制定の必要を痛感し」(四頁)、調査研究に着手したとして、一九二〇(大正九)年以降の小作立法史を概観し、その上で、第五九議會に提出が予想される、二七(昭和二年農林省発表の小作法草案について、草案の主要条文を、それへの地主側および小作人側の修正意見を付す形で紹介した。そして、「筆者は小作法の制定は小作問題に対する方策としては最も喫緊にして且つ最も適正なる対策だと信ずるもの一人である」(七・八頁)と、自己の立場を明言した。その上で、「筆者と雖も本草案に於ける数々の欠陥を認める。併しながら、兎も角も現行法なり従来の小作慣行なりに比して或る程度の進境を見たことを多とし、なお微温的なものではあるが、せめてこの草案の如きでも速に制定せられたならば少くも血腥い実力闘争を変じて合法的闘争たらしめ得るであろう」(八頁)と結論付けたのである。

松村が明言したわけではないが、全体の論旨をみれば、小作権の保護、小作人の権利確立に関する規定において、彼は、その「微温的」性格を認めつつも、小作争議の緩和方法に関する諸規定において、争議の合法的闘争化が可能として、浜口内閣の小作法制定に期待を寄せていたと解することが出来る。後者の点では、前農村課長太田利一が、前述のように「小作人は争議戦術上に掣肘をうけるのみ」と断定し、浜口内閣の小作法制定の企図を全面的に否定したことと比べれば、松村は対照的にその支持を明言していた。

結局、松村が期待を寄せた「小作法」は、第五九議會において、小作人の権利を後退させるような一部修正の上、会期末に至って衆議院を通過したものの、貴族院で審議未了廢案となった。松村は、この結果を受けて、「かくして小作法案は、更に又、幾年かの産みの悩みを続けるのではあるまいか」と将来を悲観している。また、同様に、一九

二〇年の内務省案の公表以来懸案であり、協調会添田常務理事が社会政策審議会委員として、立案に参与した「労働組合法案」も、衆議院で審議未了廃案となった。かくして、協調会の社会政策路線は、資本家・地主の反対の前に、政党勢力によって阻止されたのである。

ところで、同時期における協調会農村課の注目すべき調査研究活動の成果として、斉藤栄一と根岸勉治の手になる、協調会農村課編『小作立法に関する重要問題』（一九三二年）を挙げることができる。同書は、「わが農村社会に於て、地主の土地所有権と小作人の耕作権とは小作争議を通して如何に展開しつゝ、あるか」を問うた意欲的な調査研究の成果であった。そして同書は、「最近の小作争議は従来の小作料問題より漸次土地返還争議へと転向しつゝ、ある」と指摘し、そこから、「小作料減免、作離料、小作委員会等に関し農村に實際行われてある事例を調査研究し以つて最近に於ける小作問題の趨勢を窺ひ、他方小作立法の参考に資せんとするものである」（二頁）と、その意図を記している。

その研究成果として、同書第二章は、「大正十五年乃至昭和三年の三カ年に解決せる土地返還争議に於て土地を返還したる事例の約八割四分は地主が小作人に対し小作権賠償或は作離料支払い等何等かの名目にて金銭又は物品を支給している」（四八頁）という興味深い事実を報告している（根岸担当）。これは、第五九議会提出の小作法案第二〇条以下の「有益費の償還」や「作離料」にかかわる実態調査である。

また、小作法案第四八条以下に規定した「小作委員会」についても、同書は、考察を加え（斉藤担当）、事例の紹介を行う（根岸担当）。同書は、一千団体近くも現存する小作委員会制度は、大多数が「協調団体の派生的機関として存在してある」（二二六頁）とし、その結果、「良好の成績をあげてあるものが暁天の星に過ぎない」（二二七頁）、つまり極めて少数であるとの現状を指摘した。そして、委員会が、小作法案に期待される機能を發揮するためには、

「小作委員会」の組織のあり方を、「地主団体、小作団体の兩階級的団体から各々その委員を選出して組織せる英國のホイットレー労働委員会の如き委員会を理想とする」とした。しかし、「現在のところ我邦にはかゝるもの一つも存在しない」とし、次善のものとして、地主組合や農民組合を背後に持たずとも、「地主小作人が各別に委員を選出する」「組織」(二二八頁)として、委員会が設立されるべきだという。そして、そのような事例として愛媛県新居郡永見愛農会の組織を紹介した。

第六章では、「小作争議の進展と小作法実施の声は、地主に請負耕作契約と称する新しい契約方式を案出せしめた」(二二〇頁)として、各地に現れた請負耕作の現状を紹介した。これは、小作法案第四条が、そうした請負契約を「賃貸借ト看做ス」と、見なし規定をおいたことにかかわる問題であつた。

以上のように、農村課は、小作法案の内容に密接に結合する形で、変化しつつある小作関係と小作慣行を追跡、調査し、小作立法に寄与しようとしたのである。したがつて、小作法推進の中心的イデオログ、末広巖太郎は、同書を、「小作制度並びに小作法研究者にとつては勿論、小作立法に關する實際家に対しても幾多の極めて有益な資料を提供するものとして、將に推賞に値する著作と言ふことが出来る」と、高く評価したのであつた。

また、松村は、『社会政策時報』の「労働協約特集号」(第一三三三号三一年九月)に、多分に特集テーマにひきずられるかたちではあるが、「小作問題と小作協約」を執筆した。ここでは、小作法が、やがて「実施せらるゝものとして、次に來るべき小作立法は、小作組合法であらねばならぬ」(二三三・四頁)とし、その「小作組合法の中核をなす」ものとして「小作協約」を位置づけた。そして、小作協約の要件として、「小作側にありては必ず共同的集團即ち團結が存在して当事者たること」(二二四頁)と、「小作協約は各個小作契約の基礎又は基準たるべき小作条件を設定する

こと」(二二五頁)と指摘した。その上で、新潟県における二つの「協約」を紹介している。松村は、直接言及しないが、これは、小作法案第四七条以下に言う「小作委員会」にかかわり、特に第五〇条「小作委員会の決定は、…(中略)：…当事者間の契約の内容を成す」との規定の運用に密接に関わるものであった。

さらに、その「小作委員会」について、協調会農村課は、下河部良佐の執筆による「我が国に於ける農業委員会制度の話」(一九三三年)を刊行した。ここでは、地主と小作人が、(ある場合には自作農等も含めて)、「双方の階級より」、「委員を選出する」(四三頁)ような、委員会制度を採用する協調組合の意義と、その運用とを解説し、その優良事例を多数紹介することで、農業委員会(小作委員会)制度の普及を図ろうとしたのである。同書はまた、貴族院で「保留された」小作法案が制定されたあかつきには、「農業委員会制度の職能も一倍その重要性をもち、農村社会に重大な役割を演ずるもの」(六四頁)と、小作法の判定に言及しつつ、その意義を確認していた。

総じて言えば、地主・小作階級それぞれを代表する委員からなる農業委員会、その農業委員会による集团的な「小作協約」の普及を図ることで、協調会は、小作争議を防止するとともに、小作制度の合理化³⁶⁾改善をめざしていたといえよう。これは、坂根嘉弘が、「協調体制」論を提起し、「より現実的な小作秩序³⁶⁾改変の方途」と呼んだものの意識的追求といえよう。だが、それさえも、当時の現実にあつては、「暁天の星」のごとく少数にとどまったことは、すでに指摘されているとおりである。

松村が最後に、小作立法についてまとめた発言を行ったのは、「小作法制定の急務」『社会政策時報』(第一八三号三五年一二月)である。これは、農林省農務局が、新たに小作法制定の研究に着手し、「小作法制定上規定すべき事項二関スル要綱(昭和十年十一月)³⁶⁾」をまとめたことに呼応するものであつたと考えられる。

第五九議會での小作法案廃案から、ここに至る間、昭和恐慌、特に農業恐慌の深刻化と長期化、それへの対応策として農村更正運動、また農業恐慌下での小作争議の増大など、小作立法を取り巻く環境は大きな変化を見せていた。とりわけ、小作争議が激発するとともに、その内容が大きく変容した。松村は、そうした変容を、①二〇年代には二千件台で推移した争議件数が、三三年以降四千件台を超え激増し、②争議の中心地域は東北地方に移動し、③関係範囲争議一件あたりの参加小作人数は著しく減少した。それは、④地主側からの土地返還争議が激増したからであり、⑤小作人側の要求程度も低減した²⁷、と特徴付けた。この点を、上記「小作法制定の急務」は、「土地返還請求は、近来自作経営、小作地売却等地主の生活難のために、若くは道路、宅地、工場敷地其の他に使用目的変更のため又はそれを理由に小作人に対して積極的に小作地の返還を請求するに至り、小作人は之に対して小作契約の継続、小作権の確認、代地交付、作離料の支給等を主張して争議化するものが多くなつた。〔改行―引用者〕謂ふ迄もなく、此の種の争議は小作人としては、往々にして生活の基礎を破壊せら、事ともなるのであるから、勢い争議も深刻化する場合が多い。言ひ換へれば、返地争議の激増は小作争議の深刻化を物語る」(一九頁)と叙述している。

こうした状況において、松村は、「先年ものされた小作法案は、其内容に於いて極めて微温的」と指摘しつつも、「一面に於いて又、小作権の対抗力を認めたり、小作期間に就いて原則として更新主義を採用したり、小作料の一部供託によって強制処分を免れしむるなど、現行民法に比して可成り小作人保護に留意されてゐることを多とせねばならぬ」と述べた。そして、「近年各地に頻発せる小作争議中、せめてかの小作法案の如きものでも制定せられてゐたならば、かうした争議の発生を阻止せしめたであらう、少なくとも、…〔中略〕…法規による所の比較的温和なる合法的闘争たらしめたであらう」(二五頁)と、指摘して、それを示す二つの事例を提示した。

同様に、当該松村論文を掲載した『社会政策時報』第一八三号は、青森、山形など六県の小作官の論文を掲載した。

彼らは、「小作法其のものを必要とする事態に直面しつゝ、あることを認識し、寧ろ巧遅よりも拙速を尊ぶの必要がある」(福島県小作官補、一一二頁)、「小作法案中の小作権に関する緊要なる教条のみの実施によつても現在の小作争議を緩和するに充分の力があつたであらうことを力説したい」(山形小作官補、一〇三—一〇四頁)などと指摘した。そして、豊富な事例を紹介しながら、微温的と評された三二年「小作法案」程度の小作権保護でさえも、登記なき質借権(小作権)の第三者への対抗力を認め、小作人に背信行為なき限り地主に不当な解約の申入れを禁止、さらに解約の際の小作人への作離料の支払規定を置く等の規定があるが故に、深刻化する土地返還争議の防止と解決には有効であることを訴え、小作法制定を強く迫つていたのである。

松村は、土地返還争議の激増による小作争議の深刻化という新たな状況において、第五九議会提出の小作法案を、争議発生原因を除去し、あるいは争議を緩和し合法的闘争化させるものとして、それを再評価した。この点では、前述の農林省農務局「要綱」もまた、「今般ノ小作立法ハ現下ノ農村事情就中小作事情ニ鑑ミ小作契約ノ第三者ニ対スル効力並ニ小作契約ノ存続消滅及之ノ場合ニ於ケル賠償等緊急立法ヲ要スル事項ニ止メントス」⁽²⁸⁾としていた。農林官僚もまた、その立法目的を限定し、松村が「可成り小作人保護に留意されてある」と指摘した諸点に限定して、「緊急立法」を行おうとしていたのである。そして、それはまた、在地において小作争議に直面し苦闘する地方小作官の要請に應えるものであつたことはいうまでもない。

しかし、小作法の制定は、またもや直ちに進捗せず、その成立は、小作権保護の内容をさらに後退させつつ、一九三八(昭和二三)年農地調整法の成立まで持ち越されることになる。

最後に、以下では、その後の松村の足跡を紹介して、本文を結ぶこととしよう。一九三六(昭和一一)年、松村は大

阪支所長へ転出し、その直後に農村課、労働課は廃止された。以後、松村の小作問題に関する発言は徐々に聞かれなくなり、他方で産業報国会運動など時局への関与も深めた。そして、一九四〇年には、「産報運動を名実共に立派なものにして、階級運動を根絶して頂きたいと思ふのです」と講演するまでに時局に順応した。

そして敗戦、第一次農地改革に際して、松村は、「社会政策時報」戦後復刊第二号（第二九二号一九四六年二月）三月特輯「農耕地問題」に、論文「農地調整法の改正とその実施にからむ諸問題」を執筆した。同時に掲載された、吾妻東策「農業革命の契機としての農地改革」や栢野晴夫「自作農想定策批判」は、ともに農地改革による「過小農」の「自作化」を批判し、「適正規模專業農家」の創設を説くことを、論旨の基調の一つとしていた。これに対し、松村の論考は、やや性格を異にしていた。同論文は、戦前以来の土地立法史を概観した上で、「比較的軽視された地主側の意向を紹介して、画期的とも目すべき今回の大規模自作農創設事業の促進に資したい」（六三頁）として、庄内地方の大地主本間元也等がまとめた意見を紹介した。その地主意見の核心は、「我農村に於ては小作人（小作権の安定せる）、自作農及び模範的地主の三階層が相協力して始めて秩序ある平和農村を構成するものなれば、自作農化は望ましいとしても、之を一律一体に汎自作化せむとする事は、果たして平和農村建設のために好結果を齎すものであらうか」（六五頁）と主張することにあつた。小作・自作・地主の三階層の協力による平和農村建設は、当時であつて、おそらく松村の「意見」でもあつたものと推測される。松村が、戦前において追求したものは、地主制を前提とした「小作制度の合理化」であつて、地主制の解体ではなかつた。同論文には、占領改革に直面しての松村の戸惑いとも言うべきものが示されているように思われる。

最後に、戦後協調会常務理事となつた松村は、四六（昭和二）年七月の協調会の解散に立ち会つた。その後、農林省熊本農地事務局長など農林官僚を経て、四九年財団法人農政調査会の常勤の理事となり、そのかたわらで早稲田大

学講師として教鞭をとった。その間、「農地相続に関する研究」(一九五七年)をまとめ、戦後民法の均分相続制のもとでも、相続による農地の細分化が生じていないことを調査により、実証している。また、農政調査会では、発足時の農地制度資料編纂委員会の常任委員を務めた。小作立法との因縁浅からぬものを感じさせる。そして、六八年五月農政調査会を退職、同年十月に他界した。⁴⁰

おわりに

本稿は、協調会農村課の活動を、小作立法をめぐる認識と対応というごく限られた視点から、検討してきた。おわりにあたって、そこから得られた知見のいくつかを確認しておこう。

第一に、農村課にあつては、底流として、小作組合法と集団的な「小作協約」への志向が常に存在した。これは、「人格の平等」の上に、労資の階級協調をめざし、労働者の団結権を承認し、労働組合法の制定を提案し支持するという、協調会の基本理念ともいふべきものの反映であると同時に、委員会制度を採用する協調組合(農業委員会制度)として、少数ながらも、実在の基盤があつたからであろう。さらに、「小作委員会」を規定し、「小作委員会の決定」を「当事者間の契約の内容」とすることに道を開く、二七年「小作法案」・三一年「小作法案」は、そうした志向を、部分的にはあれ、法制化するものとして、協調会に支持されるべきものであつた。

なお、政党政治下にあつて、労働組合法も小作法も、ついに成立することがなかった。このことは、協調会が、少なくとも帝国議会の既成諸政党に比べて、労働者・小作農民の側に立っていたことを示していた。

第二に、小作立法では、石黒などの農林官僚の主導性が顕著である。政府や農林官僚の小作立法の企てに対応する

形で、例えば「社会政策時報」等に農村課員の主張が現れる。また、協調会が、自ら小作法案や小作組合法案を起草・提案することはなく、具体的な政策提言という点では、見るべきものが無かった。

また、小作立法に関係する調査という点では、各地域での事例研究・事例紹介に、農村課の調査活動の特徴がある。また、事例紹介は、優良事例の紹介による、その普及という意図を持っていたといえよう。

第三に、太田から松村への課長の交代は、小作法に対する農村課の対応を転換させた。太田時代の農村課は、憲政党内閣や浜口内閣の小作法制定の企図に対して冷淡または批判的だった。それに対して、松村課長時代には、浜口内閣の小作法案への支持が現れ、「小作立法に関する重要問題」など、小作法制定の政策ラインによりそうかたちで、優れた調査が現れた。

また、農村恐慌下の土地返還争議の激増に際会して、小作争議の防止と、小作農民の生存権確保の観点から、浜口内閣小作法案程度の小作権保護を規定した小作法を、いわば緊急避難的に、制定するよう、松村はその「急務」を訴えた。

第四に、協調会農村課の左・右軸上の位置である。例えば、小作法案草案を、微温的と批判しつつも支持するという点では、地主団体や帝国農会、また議会の既成政党よりは、小作農民サイドに位置する。しかし、松村の「慣行小作権」というような発想は、石黒ら農林官僚のオリジナルな発想に比べれば、かなり保守的といえよう。本稿では、無産政党との関係に言及しなかったが、あえて言えば、右派無産政党に親和的といえるだろう。

なお、以上は、あくまでも小作立法という限られた視角からみた、暫定的な知見である。協調会農村課の評価という点では、農民組合や無産政党に対するサーベランスや、井泉村の指導調査など、注目すべき調査研究活動があり、さらには、実際の争議調停や、講演などの教育活動もあり、協調会の活動全体にわたっての検討が必要なのは、いう

までもない。

また、より広い文脈からは、系統農会の農業技術指導・産地形成や、産業組合の経済活動による農民組織化、農林省の価格政策の本格化など、協調会農村課の活動を、その中において考えるべき団体や施策は多い。本稿が、「限られた視角」と、お断りする所以である。

註

- (1) 「財団法人協調会」 偕和会編「財団法人協調会史」一九六〇年 六頁。
- (2) 高橋彦博「添田協調会」の社会調査」高橋彦博・梅田俊英・横関至編「協調会史料 都市・農村生活調査資料集成Ⅱ」二〇〇五年 二四頁。
- (3) 梅田俊英・高橋彦博・横関至編著「協調会の研究」二〇〇四年所収の「主要職員人名録」松村の項、三〇六・三〇七頁、同書第三章「農村課の組織と調査事業」および「人物研究 2 協調会農村課長・松村勝治郎」を参照した。なお、本書については、本文中でも言及する。
- (4) 前掲「協調会の研究」所収、梅田執筆の第二章三節「協調会の財政について」 七四―七八頁。
- (5) 松村に即して一例を挙げれば、「実ハ私共従来カラ特高課ノ皆サン方ニハ特別ナ御援助或ハ御協力ヲ願ツテ居ツタノデアリマス」と松村は述べている（松村勝治郎「農村問題ニ就而」一九三六年 三頁）。また、「本稿の資料は、…（中略―引用者）…其の大部分は主として之を各府県農務局の調査に仰いだ」とも述べている（松村勝治郎「小作権に関する研究」一九三一年 一六頁）。この点では、民間の大原社会問題研究所との対比で、「支配体制よりに位置していた協調会は、その立場を活かして豊富な資料を蒐集し、高い調査能力を発揮した」と、塩田庄兵衛「改題」協調会編「最近の社会運動（復刻版）」一九八九年（原著は一九二九年刊）七頁は、指摘している。政府資料への特権的なアクセスに支えられた、調査能力の高さは、協調会を考える上で、重要な論点である。

(6) 前掲「協調会の研究」および高橋彦博「戦間期日本の社会研究センター」二〇〇一年の第二部。

(7) この点では、すぐ後にも取り上げる前掲横関至「人物研究2 協調会農村課長・松村勝治郎」「協調会の研究」二三四頁が、「松村のごとく」、「従来の土地制度に若干の修正を加ふべき時期が到来しつづあるのではあるまいか」、「という主張をする人物を農村課の課長に据えていた協調会とはなんぞやという問題である。また、太田利一、松村勝治郎という歴代の農村課長が小作法、小作組合法の必要性を説いていたが、これは、協調会の性格を規定する作業において看過しえない」と指摘している。また、より広い文脈からは、「協調会の研究」に対する種々の書評に言及し、協調会の性格を検討した高橋前掲「添田協調会」の社会調査」一四・一五頁も参照のこと。

(8) 小作立法の政策過程をめぐっては、拙稿「一九二〇年代における自作農創設維持政策と小作立法の展開過程」(三)(四)(五・完)「名古屋大学 法政論集」一一五七号一九八七年六月〜十二月が、政党政治の設立から崩壊までの時期を扱っている。しかし、残念ながら、ここでは、帝国農会は別として、協調会のような政府系公益法人Ⅱシンクタンクまでを政策過程の構成要素に加えて論じることができなかった。なお、小作立法をめぐる先行研究の主要なものとして、古典的には小倉武一「土地立法の史的考察」一九五一年、詳細な資料の引用を含むものとして、細貝大次郎「現代日本農地政策史研究」一九七七年、法制史研究での主要なものに、広中俊雄「農地立法史研究 上巻」一九七七年および川口由彦「近代日本の土地法観念」一九九〇年がある。

(9) なお、前掲「人物研究2 協調会農村課長・松村勝治郎」は、横関至「協調会農村課長松村勝治郎についての一考察」「大原社会問題研究所雑誌」五三二号二〇〇二年五月として、発表されたものに、若干の修正を加えられたものである。

(10) 前注の文献には、編年的な松村の著作のリストを含むが、ここでは省略されている戦後の文献も含めて、松村勝治郎の著作を若干補足しておく。

著書

「新体制と産業報国運動」広島県産業報国会 一九四一年

「農地相続に関する研究」農村政策研究室 一九五七年

論文

「小作法の制定について」『法律時報』第二卷第一〇号 一九三〇年一〇月

「青森県の凶作に就いて」『社会政策時報』第一三七号 一九三二年二月

「農村計画」『日本農業年鑑 昭和八年版』一九三二年一月

「都市疎開と農工調整」『都市問題』第三八巻第四号 一九四四年四月

「農地調整法の改正とその実施にからむ諸問題」『社会政策時報』第二九二号 一九四六年一・三月

「農村の中核体と農協の役割」『農業協同組合経営実務』第九巻第五号 一九五四年

「農地相続について」『農業法研究』第一巻第一号 一九五八年一〇月

(11) 前掲『協調会の研究』七一〜七三頁および八一〜八三頁より。

また、同書により、農村課の職員名を記せば、以下の通りである。

二七年 三〇年 三一年

参事 太田利一 (辞職)

書記 下河部良佐 ↓ 書記 ↓ 書記

書記 浅井栄清 (不在)

書記 山本巖 ↓ 書記 ↓ 書記

嘱託 稲田昌植 ↓ 嘱託 ↓ 嘱託

嘱託 — 根岸勉治 (不在)

嘱託 松村勝治郎 ↓ 課長心得・参事 ↓ 課長・参事

嘱託 高橋雅介 ↓ 嘱託 ↓ 嘱託

嘱託 斉藤栄一 ↓ 嘱託 ↓ 嘱託

雇 — 森キヨ ↓ 雇

(12) 小平権一「石黒忠篤」一九六二年 三〇頁。

(13) 前掲『協調会の研究』 八九頁。

(14) 同前 八八頁。

(15) 『農村問題資料』の大原社研所蔵のものについては、前掲『協調会史料 都市・農村生活調査資料集成Ⅱ』第八〜十二巻に復刻さ

れている。また、一橋大学図書館は、NACSIS Webcatによれば、(BN07275239)の番号で、四二タイトルを所蔵し、内一四が大原社研所蔵、四タイトルが「号数」が同じだが、大原社研所蔵のものとは表題が異なっている(なお、これらについては筆者未見にて、

後日調査の予定である)。さらに、国立国会図書館は、四タイトルを所蔵し、大原社研非所蔵のものが二タイトルあり、「松村勝治郎 旧蔵農村問題史料」(伊藤隆氏個人蔵)に四タイトルあり、内一タイトルが大原社研未所蔵となっている。

(16) 前掲「協調会の研究」 九〇・九一頁。

(17) なお、三十年代に小作立法問題が、農村課の調査対象から外れるのには、課の調査の重点が埼玉県井泉村に臨時出張所を設けて課員を常駐させての「指導調査」事業に移り、また、調査対象も農村更生運動等に移行したことが挙げられよう。また、より広く社会的にも小作立法それ自体が政策争点として後景に退いたことも大きいだろう。ただし、「社会政策時報」誌上での小作立法問題に対する言及が、皆無となるわけではない。

(18) こうした大正期の小作立法については、注(8)に挙げた文献、わけでも広中俊雄「農地立法史研究 上巻」一九七七年が詳しい。

(19) 大田「小作争議調停の効果」は、末尾に「(七月八日)」と、おそらく脱稿日が記されている。「小作調停法」の第四九帝国議会への法案提出が七月五日、同月一日の成立を経て、同月二日が公布である。

(20) 前掲協調会編「最近の社会運動(復刻版)」 八八〇頁。なお、松村は、同書の執筆では、「小作争議、小作調停法ナドヲ分担」したと述べている(松村「農村問題ニ就而」一九三六年 二七頁)。

(21) 前掲「財団法人協調会」偕和会編「財団法人協調会史」 二二・二三頁。

(22) 前掲協調会編「最近の社会運動(復刻版)」 八九五頁。

(23) 本文前掲「小作料の理論と実際」 六五・六八頁、七六・八二頁、一〇三・一〇九頁、一一四・一一八頁および一二三・一二二頁を参照。

(24) 那須皓「明治大正農政経済名著集21 農村問題と社会理想 公正なる小作料」一九七七年(原著は二五年刊行) 二六一頁。

(25) 尚、根岸は、凶年(不作年)の小作料の減免を、平年作において配分された地主の土地利回り相当部分から減額を始め、不作による収量減少分が、地主の土地利回り相当部分を超過するとき、小作人の自家労賃部分の減額に到り、なおも不足する際には、地主の公租公課負担部分から地主の取り分を減額するという方法を提唱している(本文同書 一九〇―一九九頁)。この点は、那須の議論をさらに発展させたものであると同時に、小作人保護の姿勢が明瞭である。ただし、何故そのようなやり方が「合理的」なのかは、必ずしも説明されていない。

- (26) 前掲那須「明治大正農政経済名著集 21 農村問題と社会理想 公正なる小作料」二八八頁。
- (27) 坂根嘉弘「戦間期農地政策史研究」一九九〇年 第一部第二章、引用は九一頁から。
- (28) 松村勝治郎「小作問題を中心に観たる農民思想」『社会政策時報』一五四号一九三三年七月 一九七頁。
- (29) この著作の、付録を除く、初出は、「我が国に於ける小作権について(上・中・下)」『社会政策時報』八三、八五号一九二七年八月一〇月であり、付録は、本文で後述する松村「小作法の制定に就て」である。
- (30) なお、この点は、小作法案第五条、第五九帝国議会提出小作法案第六条、「小作地ノ賃借権ハ賃借人ノ承諾アルニ非ザレバ之ヲ譲渡スルコトヲ得ズ、但シ別段ノ慣習アル場合ニ於テハ其ノ慣習ニ従フ」の但し書きにかかわる問題であり、第五九議会に於ける衆議院の修正にかかわる一論点である。また、同様に小作法案第三条、小作法案第三条は、「転貸」を原則禁止としている。松村は、これに対し、慣行小作権の「転貸」は、永小作権の場合と同時に、許されるべきとしている(本文中の同書五二・五三頁)。
- (31) この点については、前掲川口「近代日本の土地法概念」一八四―一八七頁を参照のこと。
- (32) この経緯については、前掲森邊「一九二〇年代における自作農創設と小作立法の展開過程(五完)」五一〇―五一五頁を参照。
- (33) 協調会農村課「昭和六年度に於ける農政問題の回顧」『社会政策時報』第一三七号一九三二年二月号 松村勝治郎執筆部分、六三頁。
- (34) 末広敏太郎「新刊批評 協調会農村課「小作立法に関する重要問題」」『法律時報』第三卷第七号一九三二年七月 一二七頁。
- (35) 前掲坂根「戦間期農地政策史研究」一四二頁。
- (36) 農地制度資料集成編纂委員会編「農地制度資料集成 第七卷」一九七二年 一五一―一七頁。
- (37) 松村勝治郎「最近の農民運動と小作争議の概要」農業経済学会「日本農業の展望」一九三五年 五四九―五五五頁。
- (38) 前掲「農地制度資料集成 第七卷」一五頁。なお、「要綱」に「(参考)」として付された、新たな「小作法(農業借地法)案」は、内容を本文に引用したような諸点に限定した全十条の極めて短いもので、まさに緊急立法として計画されていた(同前 一七一―一九頁)。
- (39) 松村勝治郎「新体制と産業報国運動」一九四〇年 一六頁。
- (40) 松村の農政調査会における理事就任、事績および退職については、農政調査会副会長岡田敏幸氏のご教示による。なお、松村は、自ら「農政調査会常務理事」と記することがあるが、同会には「常務理事」ポストは無く、常勤職といえども、正確には「理事」で

あるとのこと。また、松村の没年については、横関至氏のご教示による。

(謝辞)

本稿の作成に当たっては、法政大学大原社会問題研究所研究員 横関至氏に、松村に関する資料や没年など有益なご教示をいただいた。また、財団法人農政調査会副会長 岡田敏幸氏には、松村の農政調査会における事跡について貴重なご教示をいただいた。記して、両氏に感謝をささげたい。